

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

非上場株式の評価通達改正

Q：非上場株式の評価通達が改正されたそうですが、どのような内容でしょうか。

A：非上場株式の評価を行う際の会社規模の判定区分に「小売・サービス業」が新設されました。

【解説】

取引相場のない株式は、株式を発行した会社の規模で大・中・小の3つに区分し、原則として、大会社の株式評価方法は類似業種比準方式、中会社は類似業種比準方式と純資産価額方式の併用、小会社は純資産価額方式で評価します。

この大・中・小の会社規模区分は、「卸売業」と「卸売以外の業種」ごとに、①従業員数基準、②総資産価額基準、③取引金額基準の3つで判定することになります。

今回の改正では、この業種区分に新たに「小売・サービス業」を設け、この「小売・サービス業」の取引金額基準を、「卸売以外の業種」よりも引き下げています。

この結果、小売・サービス業の会社規模区分が、より大会社、中会社に移行すれば、評価方法についても、評価額が純資産価額方式よりも一般的に低いとされている類似業種比準方式へ移行することになり、税負担緩和につながります。

この改正は、平成10年1月1日以後の相続、贈与から適用されますが、10年1月1日から9月30日の間に発生した相続、贈与については、新旧の取扱いのいずれか有利な方を選択できることとされています。

